

# 介護報酬の算定構造(案)

## 介護サービス

：平成27年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	×70/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ)+20/100 特定事業所加算(Ⅱ)+10/100 特定事業所加算(Ⅲ)+10/100 特定事業所加算(Ⅳ)+5/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位
	(2) 20分以上30分未満 (245単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (388単位)										
	(4) 1時間以上 (564単位に30分を増すごとに+80単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)										
	(2) 45分以上 (225単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)											
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80/100)										

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,234単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80/100)						

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

### 3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	准看護師の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	2人以上による訪問看護を行う場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(310単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき (I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +2000単位	
	(2) 30分未満 (463単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(262単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき (I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +2000単位	
	(2) 30分未満 (392単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)												
ハ 定期巡回・随時対応訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100									1月につき 訪問看護ステーションの場合 +540単位 病院又は診療所の場合 +290単位		-97単位	
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)													
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)													
ト 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)													
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算)												
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)												

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※ 医療器械等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

#### 4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +60単位	1月につき +150単位
	介護老人保健施設の場合						

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

#### 5 居宅療養管理指導費

基本部分			注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)		
	(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)		
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)	注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

基本部分	注					注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
	利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に高た ない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9 時間未満の 通所介護の 提供の前後に 日常生活上の 世話をを行う 場合	中山間地域 等に居住する 者へのサービス 提供加算													入浴介助を 行った場合	中重度者の アベリ加算
イ 小規模型通所介護事業	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 ( 425 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		単介費2 ( 485 単位)																	
		単介費3 ( 552 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 ( 541 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 ( 751 単位)																	
		単介費4 ( 992 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 ( 732 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 ( 892 単位)																	
		単介費5 ( 1,107 単位)																	
ロ 小規模型通所介護事業(一)	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 ( 392 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		単介費2 ( 436 単位)																	
		単介費3 ( 492 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 ( 572 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 ( 670 単位)																	
		単介費4 ( 884 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 ( 652 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 ( 772 単位)																	
		単介費5 ( 1,022 単位)																	
ハ 大規模型通所介護事業(一)	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 ( 425 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		単介費2 ( 485 単位)																	
		単介費3 ( 552 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 ( 552 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 ( 652 単位)																	
		単介費4 ( 868 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 ( 645 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 ( 762 単位)																	
		単介費5 ( 1,122 単位)																	
ニ 大規模型通所介護事業(二)	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 ( 352 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		単介費2 ( 412 単位)																	
		単介費3 ( 472 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 ( 542 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 ( 642 単位)																	
		単介費4 ( 842 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 ( 622 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 ( 742 単位)																	
		単介費5 ( 972 単位)																	
ホ 養護老人ホーム事業	(1) 3時間以上6時間未満	(1,007 単位)																	
	(2) 6時間以上8時間未満	(1,511 単位)																	
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 72単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1回につき 6単位を加算)																		
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1回につき 400/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1回につき 220/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1回につき 220/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1回につき 220/1000)																		

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分	注 利用者の数が 利用定員を 超える場合	注 看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合	注 2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	注 7時間以上9時 間未満の通所介 護の前後に日常 生活上の世話を 行う場合	注 中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	注 入浴介助を 行った場合	注 中重度者ケ ア体制加算	注 個別機能訓 練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓 練加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知 症利用者変 入加算	注 実費改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 事業所に同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 通所介護を行う 場合	注 事業所が送 迎を行わない 場合
イ 通常標準型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 380 単位)	×70/100	×70/100	+5/100										
		要介護2 ( 436 単位)													
		要介護3 ( 493 単位)													
		要介護4 ( 548 単位)													
		要介護5 ( 605 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 572 単位)													
		要介護2 ( 676 単位)													
		要介護3 ( 780 単位)													
		要介護4 ( 884 単位)													
		要介護5 ( 988 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 656 単位)													
		要介護2 ( 775 単位)													
		要介護3 ( 898 単位)													
		要介護4 ( 1,021 単位)													
		要介護5 ( 1,144 単位)													
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 374 単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片道につき +47単位	
		要介護2 ( 429 単位)													
		要介護3 ( 485 単位)													
		要介護4 ( 539 単位)													
		要介護5 ( 595 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 562 単位)													
		要介護2 ( 665 単位)													
		要介護3 ( 767 単位)													
		要介護4 ( 869 単位)													
		要介護5 ( 971 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 645 単位)													
		要介護2 ( 762 単位)													
		要介護3 ( 883 単位)													
		要介護4 ( 1,004 単位)													
		要介護5 ( 1,125 単位)													
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 364 単位)	×70/100	×70/100	+5/100										
		要介護2 ( 417 単位)													
		要介護3 ( 472 単位)													
		要介護4 ( 524 単位)													
		要介護5 ( 579 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 547 単位)													
		要介護2 ( 647 単位)													
		要介護3 ( 746 単位)													
		要介護4 ( 846 単位)													
		要介護5 ( 946 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 628 単位)													
		要介護2 ( 742 単位)													
		要介護3 ( 859 単位)													
		要介護4 ( 977 単位)													
		要介護5 ( 1,095 単位)													

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)

介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 半所定単位×40/100)	所定単位は、イからハまでに算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 半所定単位×22/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 半(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 半(2)の80/100)	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 通所リハビリテーション費

基本部分	利用者の数が利用者の数に満たない場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護士、介護職員等の職員が不足しない場合	理学療法士等専任強化加算	8時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの開始に作業生活上の留意を行う場合	通所リハビリテーション実施に必要とするもののうち、2名以上の職員を配置加算	入浴介護を行う場合	個別リハビリテーション実施加算(1)	個別リハビリテーション実施加算(2)	個別リハビリテーション実施加算(3)	個別リハビリテーション実施加算(4)	個別リハビリテーション実施加算(5)	個別リハビリテーション実施加算(6)	個別リハビリテーション実施加算(7)	個別リハビリテーション実施加算(8)	個別リハビリテーション実施加算(9)	個別リハビリテーション実施加算(10)	個別リハビリテーション実施加算(11)	個別リハビリテーション実施加算(12)	個別リハビリテーション実施加算(13)	個別リハビリテーション実施加算(14)	個別リハビリテーション実施加算(15)	個別リハビリテーション実施加算(16)	個別リハビリテーション実施加算(17)	個別リハビリテーション実施加算(18)	個別リハビリテーション実施加算(19)	個別リハビリテーション実施加算(20)	個別リハビリテーション実施加算(21)	個別リハビリテーション実施加算(22)	個別リハビリテーション実施加算(23)	個別リハビリテーション実施加算(24)	個別リハビリテーション実施加算(25)	個別リハビリテーション実施加算(26)	個別リハビリテーション実施加算(27)	個別リハビリテーション実施加算(28)	個別リハビリテーション実施加算(29)	個別リハビリテーション実施加算(30)			
イ 介護老人保健施設等の療養の場の提供を受ける療養者の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	部分費1 ( 379 単位)	1日につき +30単位																																				
		部分費2 ( 358 単位)																																					
		部分費3 ( 339 単位)																																					
		部分費4 ( 317 単位)																																					
		部分費5 ( 245 単位)																																					
	(2) 2時間以上 3時間未満	部分費1 ( 444 単位)	1日につき +100単位																																				
		部分費2 ( 424 単位)																																					
		部分費3 ( 405 単位)																																					
		部分費4 ( 381 単位)																																					
		部分費5 ( 306 単位)																																					
	(3) 3時間以上 4時間未満	部分費1 ( 444 単位)	1日につき +100単位																																				
		部分費2 ( 424 単位)																																					
		部分費3 ( 405 単位)																																					
		部分費4 ( 381 単位)																																					
		部分費5 ( 306 単位)																																					
(4) 4時間以上 6時間未満	部分費1 ( 444 単位)	1日につき +100単位																																					
	部分費2 ( 424 単位)																																						
	部分費3 ( 405 単位)																																						
	部分費4 ( 381 単位)																																						
	部分費5 ( 306 単位)																																						
(5) 6時間以上 8時間未満	部分費1 ( 444 単位)	1日につき +100単位																																					
	部分費2 ( 424 単位)																																						
	部分費3 ( 405 単位)																																						
	部分費4 ( 381 単位)																																						
	部分費5 ( 306 単位)																																						
ロ 介護老人保健施設等の療養の場の提供を受ける療養者の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	部分費1 ( 379 単位)	1日につき +30単位																																				
		部分費2 ( 358 単位)																																					
		部分費3 ( 339 単位)																																					
		部分費4 ( 311 単位)																																					
		部分費5 ( 241 単位)																																					
	(2) 2時間以上 3時間未満	部分費1 ( 437 単位)	1日につき +100単位																																				
		部分費2 ( 417 単位)																																					
		部分費3 ( 397 単位)																																					
		部分費4 ( 372 単位)																																					
		部分費5 ( 302 単位)																																					
	(3) 3時間以上 4時間未満	部分費1 ( 437 単位)	1日につき +100単位																																				
		部分費2 ( 417 単位)																																					
		部分費3 ( 397 単位)																																					
		部分費4 ( 372 単位)																																					
		部分費5 ( 302 単位)																																					
(4) 4時間以上 6時間未満	部分費1 ( 437 単位)	1日につき +100単位																																					
	部分費2 ( 417 単位)																																						
	部分費3 ( 397 単位)																																						
	部分費4 ( 372 単位)																																						
	部分費5 ( 302 単位)																																						
(5) 6時間以上 8時間未満	部分費1 ( 437 単位)	1日につき +100単位																																					
	部分費2 ( 417 単位)																																						
	部分費3 ( 397 単位)																																						
	部分費4 ( 372 単位)																																						
	部分費5 ( 302 単位)																																						

※「生活行為向上リハビリテーションの実施に必要となる療養者の数」とは、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」における「生活行為向上リハビリテーション実施加算」に定める「療養者の数」を指す。ただし、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護士、介護職員等の職員が不足しない場合、「理学療法士等専任強化加算」の算入に当たっては、単位数を算定する。

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
職別又は職種	勤務時間	人数	任用者の数が利用定員を超えらるる場合	医師、理学療法士・作業療法士、看護師、言語聴覚士、介護職員等の員数に達しない場合	理学療法士等体制強化加算	6時間以上8時間未満の高所作業用ヘルメットの着用による生活上の負担を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	人形介添えを行う場合	認知症対応型共同生活介護(1)	認知症対応型共同生活介護(2)	認知症対応型共同生活介護(3)	認知症対応型共同生活介護(4)	認知症対応型共同生活介護(5)	認知症対応型共同生活介護(6)	認知症対応型共同生活介護(7)	認知症対応型共同生活介護(8)	認知症対応型共同生活介護(9)	
			介護職員(介護職員等)又は介護職員(介護職員等)															
(1) 1時間以上 2時間未満		部分割1 ( 316 単位) 部分割2 ( 346 単位) 部分割3 ( 373 単位) 部分割4 ( 402 単位) 部分割5 ( 430 単位)																
(2) 2時間以上 3時間未満		部分割1 ( 320 単位) 部分割2 ( 354 単位) 部分割3 ( 387 単位) 部分割4 ( 421 単位) 部分割5 ( 454 単位)																
(3) 3時間以上 4時間未満		部分割1 ( 426 単位) 部分割2 ( 459 単位) 部分割3 ( 493 単位) 部分割4 ( 526 単位) 部分割5 ( 559 単位)																
(4) 4時間以上 5時間未満		部分割1 ( 536 単位) 部分割2 ( 572 単位) 部分割3 ( 607 単位) 部分割4 ( 642 単位) 部分割5 ( 677 単位)																
(5) 5時間以上 6時間未満		部分割1 ( 644 単位) 部分割2 ( 684 単位) 部分割3 ( 723 単位) 部分割4 ( 762 単位) 部分割5 ( 801 単位)																
(6) 6時間以上 7時間未満		部分割1 ( 754 単位) 部分割2 ( 799 単位) 部分割3 ( 843 単位) 部分割4 ( 887 単位) 部分割5 ( 931 単位)																
(7) 7時間以上 8時間未満		部分割1 ( 866 単位) 部分割2 ( 916 単位) 部分割3 ( 965 単位) 部分割4 ( 1,014 単位) 部分割5 ( 1,062 単位)																
(8) 8時間以上 9時間未満		部分割1 ( 980 単位) 部分割2 ( 1,035 単位) 部分割3 ( 1,089 単位) 部分割4 ( 1,142 単位) 部分割5 ( 1,195 単位)																
(9) 9時間以上 10時間未満		部分割1 ( 1,100 単位) 部分割2 ( 1,160 単位) 部分割3 ( 1,219 単位) 部分割4 ( 1,277 単位) 部分割5 ( 1,335 単位)																
(10) 10時間以上 11時間未満		部分割1 ( 1,220 単位) 部分割2 ( 1,284 単位) 部分割3 ( 1,347 単位) 部分割4 ( 1,409 単位) 部分割5 ( 1,471 単位)																
(11) 11時間以上 12時間未満		部分割1 ( 1,340 単位) 部分割2 ( 1,408 単位) 部分割3 ( 1,475 単位) 部分割4 ( 1,541 単位) 部分割5 ( 1,607 単位)																
(12) 12時間以上 13時間未満		部分割1 ( 1,460 単位) 部分割2 ( 1,532 単位) 部分割3 ( 1,603 単位) 部分割4 ( 1,673 単位) 部分割5 ( 1,743 単位)																
(13) 13時間以上 14時間未満		部分割1 ( 1,580 単位) 部分割2 ( 1,656 単位) 部分割3 ( 1,731 単位) 部分割4 ( 1,805 単位) 部分割5 ( 1,879 単位)																
(14) 14時間以上 15時間未満		部分割1 ( 1,700 単位) 部分割2 ( 1,780 単位) 部分割3 ( 1,859 単位) 部分割4 ( 1,937 単位) 部分割5 ( 2,015 単位)																
(15) 15時間以上 16時間未満		部分割1 ( 1,820 単位) 部分割2 ( 1,904 単位) 部分割3 ( 1,987 単位) 部分割4 ( 2,069 単位) 部分割5 ( 2,151 単位)																
(16) 16時間以上 17時間未満		部分割1 ( 1,940 単位) 部分割2 ( 2,028 単位) 部分割3 ( 2,115 単位) 部分割4 ( 2,201 単位) 部分割5 ( 2,287 単位)																
(17) 17時間以上 18時間未満		部分割1 ( 2,060 単位) 部分割2 ( 2,152 単位) 部分割3 ( 2,243 単位) 部分割4 ( 2,333 単位) 部分割5 ( 2,423 単位)																
(18) 18時間以上 19時間未満		部分割1 ( 2,180 単位) 部分割2 ( 2,276 単位) 部分割3 ( 2,371 単位) 部分割4 ( 2,465 単位) 部分割5 ( 2,559 単位)																
(19) 19時間以上 20時間未満		部分割1 ( 2,300 単位) 部分割2 ( 2,400 単位) 部分割3 ( 2,500 単位) 部分割4 ( 2,600 単位) 部分割5 ( 2,700 単位)																

社会参加支援加算 (1日につき 12単位を加算)

サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(1) 1日 (1回につき 8単位を加算)  
 (2) サービス提供体制強化加算(2) 1日 (1回につき 12単位を加算)  
 (3) サービス提供体制強化加算(3) 1日 (1回につき 6単位を加算)

介護職員処遇改善加算  
 (1) 介護職員処遇改善加算(1) (1回につき 定率定員×3,100/1,000)  
 (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき 定率定員×10/1,000)  
 (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1回につき 定率定員×2,000/1,000)  
 (4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき 定率定員×280/1,000)

定率定員は、あらかじめより算定した単位数の合計

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上」の介護職員の削減率に「ヘルパー」の削減率を加算する場合は減算率については、「生活行為向上」の介護職員の削減率と同等の削減率とする。また、算定率として、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護職員の員数が基準に達しない場合」は「理学療法士等体制強化加算」のみに注記があるのみで単位数を算定する。



8 短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護-看護職員 の員数が基準に 満たない場合	単独のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニッ トにおける体制 が未整備である 場合	専任の総務訓練 指導員を配置し ている場合	認知機能訓練 加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	介護者援助 加算	運動職員配 置加算	認知症行動 心理状態特 別対応加算	若年性認知 症利用者等 加算	利用者に対し て受入を行う 場合	緊急短期入 所受入加算	長期利用者 に対し短期入 所生活介護を 提供する場合
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	単介課1 ( 620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +10単位 (7日間を 限度)	1日につき +30単位	
		単介課2 ( 667 単位)															
		単介課3 ( 755 単位)															
		単介課4 ( 822 単位)															
		単介課5 ( 887 単位)															
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	単介課1 ( 687 単位)															
		単介課2 ( 754 単位)															
		単介課3 ( 822 単位)															
		単介課4 ( 889 単位)															
		単介課5 ( 954 単位)															
ロ ユニッ ト型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニッ ト型短期入所生活 介護費	単介課1 ( 718 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +18単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +10単位 (7日間を 限度)	1日につき +30単位	
		単介課2 ( 784 単位)															
		単介課3 ( 855 単位)															
		単介課4 ( 921 単位)															
		単介課5 ( 987 単位)															
	(2) 併設型ユニッ ト型短期入所生活 介護費	単介課1 ( 677 単位)															
		単介課2 ( 743 単位)															
		単介課3 ( 814 単位)															
		単介課4 ( 880 単位)															
		単介課5 ( 946 単位)															

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(I)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)
	(2) 看護体制加算(II)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)
	(3) 看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合 (1日につき 419単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)

ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)加 (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(II)加 (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(IV) (1日につき 6単位を加算)

ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1日につき +所定単位数×59/1000)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1日につき +所定単位数×33/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1日につき +(2)の60/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1日につき +(2)の80/100)	

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護-看護職員 の員数が基準に 満たない場合	単独のユニット リーダー-ユニット 一部に配置してい ない等ユニットア リアにおける体制 が未整備である 場合	専任の機能訓練 指導員を配置し ている場合	個別機能訓練 加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	看護体制加算 加算	看護体制加算 加算	認知症行動 心理症状察 察対応加算	若年性認知 症利用者等 加算	利用者に対し て受入を行う 場合	緊急短期入 所受入加算	長期利用者 に対して短期入 所生活介護を 提供する場合
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	単介課1 ( 620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +18単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を 限度)	1日につき +30単位
		単介課2 ( 687 単位)															
		単介課3 ( 755 単位)															
		単介課4 ( 822 単位)															
		単介課5 ( 887 単位)															
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	単介課1 ( 640 単位)															
		単介課2 ( 707 単位)															
		単介課3 ( 775 単位)															
		単介課4 ( 842 単位)															
		単介課5 ( 907 単位)															
ロ ユニタ型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニ タ型短期入所生活 介護費(Ⅰ) <ユニット型標準>	単介課1 ( 718 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +18単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +18単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を 限度)	1日につき +30単位
		単介課2 ( 784 単位)															
		単介課3 ( 855 単位)															
		単介課4 ( 921 単位)															
		単介課5 ( 987 単位)															
	(2) 併設型ユニ タ型短期入所生活 介護費(Ⅱ) <ユニット型標準>	単介課1 ( 677 単位)															
		単介課2 ( 743 単位)															
		単介課3 ( 814 単位)															
		単介課4 ( 880 単位)															
		単介課5 ( 946 単位)															
ハ 療養費加算 (1日につき 23単位を加算)																	
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 419単位を加算)																
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																
ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +2)990/100)																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +2)080/100)																
： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																	

9 短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		特別費の徴収 標準費を乗じた 場合	特別費の徴収 数に介護者の 人数を乗じた 場合	医師、看護師 員、介護職員 、理学療法 士、作業療法 士、言語療法 士又は言語 聴覚士の員 が配置しな ない場合	移動のユニ ットがエス ピーに配 置していない ユニットが 1以上の体制 が実施でき る場合	車動機具配 置加算	療養(入院) ケアプラン 加算	認知症ケア 加算	認知症行動 管理加算	緊急短期入 所入所加算	緊急短期入 所入所加算	緊急短期入 所入所加算	緊急短期入 所入所加算	緊急短期入 所入所加算	緊急短期入 所入所加算						
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>【従来型】	部分費1 ( 750 単位) 部分費2 ( 750 単位) 部分費3 ( 850 単位) 部分費4 ( 950 単位) 部分費5 ( 950 単位)																		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <従来型個室>【在宅強化型】	部分費1 ( 750 単位) 部分費2 ( 850 単位) 部分費3 ( 950 単位) 部分費4 ( 950 単位) 部分費5 ( 1,050 単位)																		
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <多床室>【従来型】	部分費1 ( 950 単位) 部分費2 ( 950 単位) 部分費3 ( 950 単位) 部分費4 ( 950 単位)																		
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <多床室>【在宅強化型】	部分費1 ( 950 単位) 部分費2 ( 950 単位) 部分費3 ( 1,050 単位) 部分費4 ( 1,050 単位) 部分費5 ( 1,114 単位)																		
		(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>【療養型】	部分費1 ( 750 単位) 部分費2 ( 850 単位) 部分費3 ( 950 単位) 部分費4 ( 1,040 単位) 部分費5 ( 1,120 単位)																	
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <従来型個室>【療養強化型】	部分費1 ( 750 単位) 部分費2 ( 850 単位) 部分費3 ( 1,040 単位) 部分費4 ( 1,110 単位) 部分費5 ( 1,180 単位)																	
			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <多床室>【療養型】	部分費1 ( 950 単位) 部分費2 ( 950 単位) 部分費3 ( 1,050 単位) 部分費4 ( 1,120 単位) 部分費5 ( 1,200 単位)																	
			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <多床室>【療養強化型】	部分費1 ( 950 単位) 部分費2 ( 950 単位) 部分費3 ( 1,120 単位) 部分費4 ( 1,180 単位) 部分費5 ( 1,250 単位)																	
			(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>【療養型】	部分費1 ( 750 単位) 部分費2 ( 850 単位) 部分費3 ( 940 単位) 部分費4 ( 1,030 単位) 部分費5 ( 1,110 単位)																
				b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <従来型個室>【療養強化型】	部分費1 ( 750 単位) 部分費2 ( 850 単位) 部分費3 ( 1,010 単位) 部分費4 ( 1,080 単位) 部分費5 ( 1,160 単位)																
				c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <多床室>【療養型】	部分費1 ( 950 単位) 部分費2 ( 950 単位) 部分費3 ( 1,050 単位) 部分費4 ( 1,120 単位) 部分費5 ( 1,200 単位)																
				d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <多床室>【療養強化型】	部分費1 ( 950 単位) 部分費2 ( 950 単位) 部分費3 ( 1,120 単位) 部分費4 ( 1,180 単位) 部分費5 ( 1,250 単位)																
	(2) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)			(一) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>【従来型】	部分費1 ( 870 単位) 部分費2 ( 870 単位) 部分費3 ( 930 単位) 部分費4 ( 990 単位) 部分費5 ( 990 単位)	x97/100	x70/100	x70/100												
					b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <ユニット型個室>【在宅強化型】	部分費1 ( 870 単位) 部分費2 ( 940 単位) 部分費3 ( 1,040 単位) 部分費4 ( 1,090 単位) 部分費5 ( 1,110 単位)															
					c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <ユニット型個室>【従来型】	部分費1 ( 930 単位) 部分費2 ( 930 単位) 部分費3 ( 990 単位) 部分費4 ( 1,050 単位) 部分費5 ( 1,040 単位)															
					d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型個室>【在宅強化型】	部分費1 ( 930 単位) 部分費2 ( 930 単位) 部分費3 ( 1,000 単位) 部分費4 ( 1,060 単位) 部分費5 ( 1,120 単位)															
		(二) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II)			a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>【療養型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,020 単位) 部分費3 ( 1,120 単位) 部分費4 ( 1,210 単位) 部分費5 ( 1,284 単位)															
					b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <ユニット型個室>【療養強化型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,020 単位) 部分費3 ( 1,100 単位) 部分費4 ( 1,210 単位) 部分費5 ( 1,332 単位)															
					c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <ユニット型個室>【療養型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,020 単位) 部分費3 ( 1,130 単位) 部分費4 ( 1,210 単位) 部分費5 ( 1,284 単位)															
					d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型個室>【療養強化型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,020 単位) 部分費3 ( 1,200 単位) 部分費4 ( 1,280 単位) 部分費5 ( 1,356 単位)															
			(三) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III)		a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>【療養型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,010 単位) 部分費3 ( 1,100 単位) 部分費4 ( 1,180 単位) 部分費5 ( 1,259 単位)															
					b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <ユニット型個室>【療養強化型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,010 単位) 部分費3 ( 1,170 単位) 部分費4 ( 1,25 単位) 部分費5 ( 1,320 単位)															
					c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <ユニット型個室>【療養型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,010 単位) 部分費3 ( 1,100 単位) 部分費4 ( 1,180 単位) 部分費5 ( 1,259 単位)															
					d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型個室>【療養強化型】	部分費1 ( 940 単位) 部分費2 ( 1,010 単位) 部分費3 ( 1,200 単位) 部分費4 ( 1,280 単位) 部分費5 ( 1,356 単位)															
(一) 3時間以上4時間未満				( 654 単位)																	
(二) 4時間以上5時間未満				( 905 単位)																	
(三) 6時間以上7時間未満				( 1,297 単位)																	
注 特別療養費																					
注 療養体制維持特別加算		(1日につき 27単位を加算)																			
(4) 療養加算		(1日につき 22単位を加算)																			
(5) 緊急時施設療養加算		緊急時施設療養加算 【1月1日(第1日目)から1月1日(第5日目)まで】 【1月2日(第2日目)から1月1日(第5日目)まで】																			
(6) サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)																			
(7) 介護職員処遇改善加算		介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)																			

※ PT・OT・STによる人員配置加算を適用する場合には、サービスの提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目



ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注															
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 673 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位															
		要介護2 ( 722 単位)	×97/100																				
要介護3 ( 770 単位)		×97/100																					
要介護4 ( 818 単位)									×97/100														
要介護5 ( 867 単位)										×97/100													
b. 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>											要介護1 ( 760 単位)	×97/100											
要介護2 ( 752 単位)											×97/100												
要介護3 ( 802 単位)													×97/100										
要介護4 ( 852 単位)														×97/100									
要介護5 ( 903 単位)															×97/100								
c. 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 691 単位)															×97/100							
要介護2 ( 741 単位)	×97/100																						
要介護3 ( 791 単位)																	×97/100						
要介護4 ( 840 単位)																		×97/100					
要介護5 ( 890 単位)																			×97/100				
d. 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>																				要介護1 ( 777 単位)	×97/100		
要介護2 ( 825 単位)																				×97/100			
要介護3 ( 875 単位)																						×97/100	
要介護4 ( 922 単位)																							×97/100
要介護5 ( 971 単位)																							
e. 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 809 単位)	×97/100																					
要介護2 ( 860 単位)	×97/100																						
要介護3 ( 911 単位)			×97/100																				
要介護4 ( 961 単位)				×97/100																			
f. 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 798 単位)	×97/100																					
要介護2 ( 848 単位)	×97/100																						
要介護3 ( 898 単位)			×97/100																				
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	b. 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護4 ( 947 単位)	×97/100																				
		要介護5 ( 998 単位)		×97/100																			
		要介護1 ( 596 単位)			×97/100																		
		要介護2 ( 640 単位)				×97/100																	
		要介護3 ( 683 単位)					×97/100																
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護4 ( 728 単位)	×97/100																				
		要介護5 ( 771 単位)		×97/100																			
		要介護1 ( 702 単位)			×97/100																		
		要介護2 ( 745 単位)				×97/100																	
		要介護3 ( 789 単位)					×97/100																
	要介護4 ( 832 単位)	×97/100																					
	要介護5 ( 876 単位)							×97/100															
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>								要介護1 ( 798 単位)	×97/100													
									要介護2 ( 847 単位)		×97/100												
									要介護3 ( 895 単位)			×97/100											
									要介護4 ( 943 単位)				×97/100										
									要介護5 ( 992 単位)					×97/100									
	要介護1 ( 825 単位)								×97/100														
	要介護2 ( 877 単位)														×97/100								
	要介護3 ( 927 単位)															×97/100							
	要介護4 ( 977 単位)																×97/100						
	要介護5 ( 1,028 単位)																	×97/100					
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>																	要介護1 ( 816 単位)	×97/100				
要介護2 ( 866 単位)		×97/100																					
要介護3 ( 916 単位)			×97/100																				
要介護4 ( 965 単位)				×97/100																			
要介護5 ( 1,015 単位)					×97/100																		
要介護1 ( 798 単位)	×97/100																						
要介護2 ( 847 単位)						×97/100																	
要介護3 ( 895 単位)							×97/100																
要介護4 ( 943 単位)								×97/100															
要介護5 ( 992 単位)									×97/100														
(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型半個室>	要介護1 ( 825 単位)	×97/100																					
	要介護2 ( 877 単位)		×97/100																				
	要介護3 ( 927 単位)			×97/100																			
	要介護4 ( 977 単位)				×97/100																		
	要介護5 ( 1,028 単位)					×97/100																	
要介護1 ( 816 単位)	×97/100																						
要介護2 ( 866 単位)							×97/100																
要介護3 ( 916 単位)								×97/100															
要介護4 ( 965 単位)									×97/100														
要介護5 ( 1,015 単位)										×97/100													
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <ユニット型半個室>	要介護1 ( 816 単位)	×97/100																					
	要介護2 ( 866 単位)		×97/100																				
	要介護3 ( 916 単位)			×97/100																			
	要介護4 ( 965 単位)				×97/100																		
	要介護5 ( 1,015 単位)					×97/100																	
要介護1 ( 798 単位)	×97/100																						
要介護2 ( 847 単位)							×97/100																
要介護3 ( 895 単位)								×97/100															
要介護4 ( 943 単位)									×97/100														
要介護5 ( 992 単位)										×97/100													
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <ユニット型半個室>	要介護1 ( 825 単位)	×97/100																					
	要介護2 ( 877 単位)		×97/100																				
	要介護3 ( 927 単位)			×97/100																			
	要介護4 ( 977 単位)				×97/100																		
	要介護5 ( 1,028 単位)					×97/100																	
要介護1 ( 816 単位)	×97/100																						
要介護2 ( 866 単位)							×97/100																
要介護3 ( 916 単位)								×97/100															
要介護4 ( 965 単位)									×97/100														
要介護5 ( 1,015 単位)										×97/100													
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 654 単位)	×97/100																					
	(二) 4時間以上6時間未満 ( 905 単位)		×97/100																				
	(三) 6時間以上8時間未満 ( 1,257 単位)			×97/100																			
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																							
(5) 特定診療費																							
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																						
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																						
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計																				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)																						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																						

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注		
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	要介護2 (1,081 単位)	要介護3 (1,145 単位)	要介護4 (1,209 単位)	要介護5 (1,273 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,122 単位)	要介護2 (1,187 単位)	要介護3 (1,250 単位)	要介護4 (1,313 単位)	要介護5 (1,376 単位)				
			(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,029 単位)	要介護2 (1,097 単位)	要介護3 (1,164 単位)	要介護4 (1,230 単位)				要介護5 (1,296 単位)
				b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,068 単位)	要介護2 (1,135 単位)	要介護3 (1,201 単位)	要介護4 (1,270 単位)				要介護5 (1,336 単位)
				(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,040 単位)	要介護2 (1,106 単位)	要介護3 (1,171 単位)				要介護4 (1,236 単位)
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>			要介護1 (1,044 単位)	要介護2 (1,105 単位)	要介護3 (1,171 単位)	要介護4 (1,236 単位)				要介護5 (1,300 単位)
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>			a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,024 単位)	要介護2 (1,089 単位)	要介護3 (1,153 単位)				要介護4 (1,217 単位)
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>		要介護1 (1,060 単位)	要介護2 (1,124 単位)	要介護3 (1,187 単位)	要介護4 (1,251 単位)				要介護5 (1,314 単位)
			(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型		a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (966 単位)	要介護2 (1,029 単位)	要介護3 (1,094 単位)				要介護4 (1,158 単位)
				b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (977 単位)	要介護2 (1,040 単位)	要介護3 (1,104 単位)	要介護4 (1,168 単位)				要介護5 (1,231 単位)
	一般病棟			(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (830 単位)	要介護2 (895 単位)	要介護3 (959 単位)	要介護4 (1,023 単位)	要介護5 (1,087 単位)		
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>			要介護1 (873 単位)	要介護2 (936 単位)	要介護3 (1,000 単位)	要介護4 (1,063 単位)	要介護5 (1,126 単位)			
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>			a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位)	要介護2 (1,207 単位)	要介護3 (1,271 単位)	要介護4 (1,335 単位)	要介護5 (1,399 単位)		
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室>		要介護1 (1,143 単位)	要介護2 (1,207 単位)	要介護3 (1,271 単位)	要介護4 (1,335 単位)	要介護5 (1,399 単位)			
			(三) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<4:1>		a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位)	要介護2 (1,155 単位)	要介護3 (1,223 単位)	要介護4 (1,290 単位)	要介護5 (1,358 単位)		
				b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室>	要介護1 (1,088 単位)	要介護2 (1,155 単位)	要介護3 (1,223 単位)	要介護4 (1,290 単位)	要介護5 (1,358 単位)			
				(四) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 654 単位)						
		(二) 4時間以上6時間未満			( 905 単位)							
		(三) 6時間以上8時間未満			( 1,257 単位)							
		(五) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)									
(六) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算	大学病院	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)						×97/100	×90/100	×90/100		
		(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)										
		(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	一般病棟	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000)						×97/100	×90/100	×90/100		
		(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)										
		(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の90/100)										
		(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の80/100)										
			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
注 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目												

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算
委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合							
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (533 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位	
	要介護2 (597 単位)						
	要介護3 (666 単位)						
	要介護4 (730 単位)						
	要介護5 (798 単位)						
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)	要介護1 (533 単位)	×70/100				1日につき +20単位	訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
	要介護2 (597 単位)						
	要介護3 (666 単位)						
	要介護4 (730 単位)						
	要介護5 (798 単位)						
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (533 単位) 要介護2 (597 単位) 要介護3 (666 単位) 要介護4 (730 単位) 要介護5 (798 単位)	×70/100				1日につき +10単位	
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)						
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)						
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)						
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)						
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)						
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×6/1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)						

※ 限度額 要介護1 16,203単位  
 要介護2 18,149単位  
 要介護3 20,246単位  
 要介護4 22,192単位  
 要介護5 24,259単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)
			交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

注：特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,042単位) 要介護3・4・5 (1,353単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (521単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
□ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)								
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。



Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		要介護1以上の利用者数を算定しない場合	入所者が介護が必要な状態の場合	介護、看護職員又は介護士が常駐している場合	要介護1以上の利用者数に介護士が常駐している場合	指定施設支援加算	管理体制作加算(1)	管理体制作加算(2)	要介護員配置加算	ユニットケア加算	個別療育加算	居宅施設型入所者入居加算	特定の介護士が常駐している場合	精神科施設による療育プログラムの実施が行われている場合	療育プログラムの実施が行われている場合	療育プログラムの実施が行われている場合	療育プログラムの実施が行われている場合	療育プログラムの実施が行われている場合	療育プログラムの実施が行われている場合
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス(1)	a 介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	要介護1 (157 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+35 単位	入所定員31人以上50人以下 22 単位	+5 単位	入所定員31人以上50人以下 13 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位			
			要介護2 (154 単位)																
			要介護3 (151 単位)																
		b 介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型)	要介護1 (157 単位)																
			要介護2 (154 単位)																
			要介護3 (151 単位)																
	(2) 介護福祉施設サービス(2)	a 小規模介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	要介護1 (100 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+35 単位	入所定員31人以上50人以下 4 単位	+5 単位	入所定員30人以上51人以上 13 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位			
			要介護2 (103 単位)																
			要介護3 (106 単位)																
		b 小規模介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型)	要介護1 (100 単位)																
			要介護2 (103 単位)																
			要介護3 (106 単位)																
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス	(1) ユニーク型介護福祉施設サービス(1)	a ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニット型)	要介護1 (157 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+46 単位	入所定員31人以上50人以下 4 単位	+5 単位	入所定員30人以上51人以上 8 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位			
			要介護2 (154 単位)																
			要介護3 (151 単位)																
		b ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型)	要介護1 (157 単位)																
			要介護2 (154 単位)																
			要介護3 (151 単位)																
	(2) ユニーク型介護福祉施設サービス(2)	a ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニット型)	要介護1 (100 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+46 単位	入所定員31人以上50人以下 2 単位	+5 単位	入所定員30人以上51人以上 18 単位	+12 単位	+120 単位	+25 単位	+5 単位	+26 単位			
			要介護2 (103 単位)																
			要介護3 (106 単位)																
		b ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニット型)	要介護1 (100 単位)																
			要介護2 (103 単位)																
			要介護3 (106 単位)																
注 身体拘束禁止未実施加算 (1日につき 5 単位を減算)																			
注 対応時間 (1日につき 30 単位を加算)		入所者が病院又は診療所への入居を要しない場合及び入所者に対して居宅における介護を実施した場合、1月に5日を超過して指定施設に欠け1日につき246単位を算定																	
ハ 前期加算 (1日につき 30 単位を加算)																			
ニ 選所時等相談援助加算 (1) 選所前相談援助加算 (入所申請(又は要請)を受理した、460 単位を算定) (2) 選所後相談援助加算 (選所後1回を限度に、460 単位を算定) (3) 選所時相談援助加算 (400 単位) (4) 選所前連携加算 (500 単位)		注 入所者及びその家族等に対して選所後の相談援助を行い、かつ相談材及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 指定介護支援事業者と選所前から連携し、情報提供サービス調整を行う場合																	
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14 単位を加算)																			
ヘ 経口経口加算 (1日につき 28 単位を加算)		注 栄養士が常駐している場合は、算定しない																	
ヘ 経口維持加算(Ⅰ)(1日につき) (1) 経口維持加算(Ⅰ) (400 単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (100 単位)		注 栄養士が常駐している場合は、算定しない																	
フ 口腔衛生管理特加算 (1日につき 30 単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合																	
フ 口腔衛生管理加算 (1日につき 110 単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔ケア管理体制作加算を算定しない場合は、算定しない																	
ホ 療育加算 (1日につき 10 単位を加算)																			
ホ 療育加算 (1) 死亡日数(4日以上20日以下) (1日につき 144 単位を加算) (2) 死亡日数(21日以上) (1日につき 680 単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)																			
フ 在宅復帰支援特加算 (1日につき 10 単位を加算)																			
フ 在宅 入所相互利用加算 (1日につき 40 単位を加算)																			
カ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4 単位を加算)																			
目 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日以内) 1日につき200単位を加算																			
タ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6 単位を加算)																			
レ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 59/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 59/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 59/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 59/1000)		注 所定単位数は、イからタまでより算定した単位数の合計																	

1 介護福祉施設サービス(平成27年8月1日～)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			要介護中かつ職員の勤務時間外勤務を含む場合	入所者が施設長の勤務時間外勤務を含む場合	介護、看護職員又は介護支援専門員の員数に基づき計算する場合	要介護のユニットごとのユニットごとの配置しているユニットの員数に基づき計算する場合	指定施設支援加算	管理体制加算(1)	管理体制加算(2)	指定施設支援加算	ユニットケア加算	個別性評価加算	居宅介護施設入所者入居加算	特設の看護職員配置している場合	精神科医室による療養型介護施設として行われている場合	療養型介護施設として行われている場合		
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス(1) (1日につき)	a 介護福祉施設サービス(1) (従来の措置)	要介護1 ( 547 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+35単位											
			要介護2 ( 614 単位)															
		要介護3 ( 682 単位)																
		要介護4 ( 749 単位)																
		要介護5 ( 814 単位)																
	b 介護福祉施設サービス(2) (多床室)	要介護1 ( 41 単位)																
		要介護2 ( 94 単位)																
		要介護3 ( 147 単位)																
		要介護4 ( 199 単位)																
		要介護5 ( 250 単位)																
	(二) 小規模介護福祉施設サービス(1) (従来の措置)	a 小規模介護福祉施設サービス(1)	要介護1 ( 700 単位)															
要介護2 ( 763 単位)																		
要介護3 ( 826 単位)																		
要介護4 ( 889 単位)																		
要介護5 ( 955 単位)																		
b 小規模介護福祉施設サービス(2) (多床室)	要介護1 ( 104 単位)																	
	要介護2 ( 210 単位)																	
	要介護3 ( 316 単位)																	
	要介護4 ( 422 単位)																	
	要介護5 ( 528 単位)																	
ロ ユニットの介護福祉施設サービス	(1) ユニットの介護福祉施設サービス(1日につき)	a ユニットの介護福祉施設サービス(1) (ユニット型)	要介護1 ( 547 単位)															
			要介護2-3 ( 653 単位)															
			要介護4-5 ( 759 単位)															
			要介護1 ( 700 単位)															
			要介護2-3 ( 806 単位)															
	(二) ユニットの介護福祉施設サービス(2) (ユニット型)	a 小規模介護福祉施設サービス(1) (従来の措置)	要介護1 ( 700 単位)															
			要介護2-3 ( 806 単位)															
		b 小規模介護福祉施設サービス(2) (多床室)	要介護1 ( 700 単位)															
			要介護2-3 ( 806 単位)															
			要介護4-5 ( 923 単位)															
(2) ユニットの介護福祉施設サービス(1日につき)	a ユニットの介護福祉施設サービス(1) (ユニット型)	要介護1 ( 625 単位)																
		要介護2 ( 681 単位)																
		要介護3 ( 737 単位)																
		要介護4 ( 793 単位)																
		要介護5 ( 849 単位)																
b ユニットの介護福祉施設サービス(2) (ユニット型)	a ユニットの介護福祉施設サービス(1) (従来の措置)	要介護1 ( 766 単位)																
		要介護2 ( 828 単位)																
	b ユニットの介護福祉施設サービス(2) (多床室)	要介護1 ( 766 単位)																
		要介護2 ( 828 単位)																
		要介護3 ( 897 単位)																
ハ サービス提供体制強化加算	(一) ユニットの介護福祉施設サービス(1日につき)	a ユニットの介護福祉施設サービス(1) (ユニット型)	要介護1 ( 625 単位)															
			要介護2-3 ( 722 単位)															
			要介護4-5 ( 820 単位)															
			要介護1 ( 425 単位)															
			要介護2-3 ( 722 単位)															
	b ユニットの介護福祉施設サービス(2) (ユニット型)	a ユニットの介護福祉施設サービス(1) (従来の措置)	要介護1 ( 766 単位)															
			要介護2-3 ( 869 単位)															
		b ユニットの介護福祉施設サービス(2) (多床室)	要介護1 ( 766 単位)															
			要介護2-3 ( 869 単位)															
			要介護4-5 ( 990 単位)															
注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
注 身体拘束禁止未実施加算 (1日につき 5 単位を加算)																		
注 対応時間 (1日につき 30 単位を加算)	入所者が病院又は診療所への入居を要する場合は及び入所者に対し適切な対応を行う必要がある場合、1月に5日を超過して対応時間に不足した場合は246単位を加算																	
注 前期加算 (1日につき 30 単位を加算)																		
注 選別時等相談援助加算 (1) 選別時等相談援助加算 (入所申請(又は入所)を要するに、460 単位を加算) (2) 選別後訪問相談援助加算 (選別後1回を限度に、460 単位を加算) (3) 選別時相談援助加算 (400 単位) (4) 選別時連携加算 (500 単位)	入所者及びその家族等に対し選別後の相談援助を行い、かつ前記材料及び老人介護支援センターに対し必要な情報を提供した場合 注 指定介護支援事業者と選別前から連携し、情報提供とサービスの調整を行う場合																	
注 栄養マネジメント加算 (1日につき 14 単位を加算)																		
注 経口経口加算 (1日につき 28 単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定しない場合は、算定しない																	
注 経口維持加算(1月につき) (1) 経口維持加算(1) (400 単位) (2) 経口維持加算(2) (100 単位)	注 栄養マネジメント加算を算定しない場合は、算定しない 注 経口維持加算(1)を算定しない場合は、算定しない																	
注 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30 単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合																	
注 口腔衛生管理加算 (1月につき 110 単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定しない場合は、算定しない																	
注 療養加算 (1日につき 18 単位を加算)																		
注 療養加算 (1) 死亡日より4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算) (2) 死亡日より2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)																		
注 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10 単位を加算)																		
注 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 40 単位を加算)																		
注 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4 単位を加算)																		
注 認知症行動・心理状態観察対応加算 (入所後7日以内に 1日につき200 単位を加算)																		
注 サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1日につき 18 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1日につき 12 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 6 単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6 単位を加算)																		
注 サービス提供体制強化加算 (1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき + 所定単位×59/100) (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき + 所定単位×33/100) (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき + (2)の80/100) (4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき + (2)の80/100)	注 所定単位は、イからオまでより算定した単位数の合計																	

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注											
		夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算									
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 740 単位) 要介護3 ( 801 単位) 要介護4 ( 853 単位) 要介護5 ( 904 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +27単位								
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 733 単位) 要介護2 ( 804 単位) 要介護3 ( 866 単位) 要介護4 ( 922 単位) 要介護5 ( 977 単位)									1日につき +27単位								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【従来型】	要介護1 ( 768 単位) 要介護2 ( 816 単位) 要介護3 ( 877 単位) 要介護4 ( 938 単位) 要介護5 ( 981 単位)																	
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 812 単位) 要介護2 ( 866 単位) 要介護3 ( 948 単位) 要介護4 ( 1,004 単位) 要介護5 ( 1,058 単位)																	
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 ( 804 単位) 要介護2 ( 917 単位) 要介護3 ( 993 単位) 要介護4 ( 1,067 単位) 要介護5 ( 1,123 単位)																	
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 723 単位) 要介護2 ( 804 単位) 要介護3 ( 917 単位) 要介護4 ( 1,060 単位) 要介護5 ( 1,135 単位)																	
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 ( 800 単位) 要介護2 ( 882 単位) 要介護3 ( 996 単位) 要介護4 ( 1,071 単位) 要介護5 ( 1,145 単位)																	
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 ( 800 単位) 要介護2 ( 882 単位) 要介護3 ( 1,063 単位) 要介護4 ( 1,138 単位) 要介護5 ( 1,213 単位)																	
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 ( 723 単位) 要介護2 ( 798 単位) 要介護3 ( 881 単位) 要介護4 ( 966 単位) 要介護5 ( 1,040 単位)																	
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 723 単位) 要介護2 ( 798 単位) 要介護3 ( 899 単位) 要介護4 ( 1,034 単位) 要介護5 ( 1,109 単位)																	
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 ( 800 単位) 要介護2 ( 878 単位) 要介護3 ( 969 単位) 要介護4 ( 1,043 単位) 要介護5 ( 1,118 単位)																	
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 ( 800 単位) 要介護2 ( 878 単位) 要介護3 ( 1,097 単位) 要介護4 ( 1,172 単位) 要介護5 ( 1,247 単位)																	
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 ( 816 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 952 単位) 要介護4 ( 1,008 単位) 要介護5 ( 1,064 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +27単位								
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 816 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 952 単位) 要介護4 ( 1,008 単位) 要介護5 ( 1,064 単位)									1日につき +27単位								
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【従来型】	要介護1 ( 881 単位) 要介護2 ( 934 単位) 要介護3 ( 987 単位) 要介護4 ( 1,040 単位) 要介護5 ( 1,093 単位)																	
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 881 単位) 要介護2 ( 934 単位) 要介護3 ( 987 単位) 要介護4 ( 1,040 単位) 要介護5 ( 1,093 単位)																	
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 966 単位) 要介護3 ( 1,079 単位) 要介護4 ( 1,158 単位) 要介護5 ( 1,229 単位)																	
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 966 単位) 要介護3 ( 1,148 単位) 要介護4 ( 1,229 単位) 要介護5 ( 1,297 単位)																	
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【療養型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 966 単位) 要介護3 ( 1,079 単位) 要介護4 ( 1,158 単位) 要介護5 ( 1,229 単位)																	
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【療養強化型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 966 単位) 要介護3 ( 1,148 単位) 要介護4 ( 1,229 単位) 要介護5 ( 1,297 単位)																	
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,053 単位) 要介護4 ( 1,128 単位) 要介護5 ( 1,202 単位)																	
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,121 単位) 要介護4 ( 1,196 単位) 要介護5 ( 1,271 単位)																	
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【療養型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,079 単位) 要介護4 ( 1,153 単位) 要介護5 ( 1,228 単位)																	
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【療養強化型】	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,121 単位) 要介護4 ( 1,196 単位) 要介護5 ( 1,271 単位)																	

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)

注 外泊時費用

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)	
		療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算)	
		療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)	
(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算)		
	療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)		
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算		(1日につき 27単位を加算)	
ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
ニ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を急調にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ニ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	在宅強化型の場合	(1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を急調にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 480単位を加算)	
ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時指導加算	(一) 退所前訪問指導加算	在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定)
		(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)	在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)
		(三) 退所時指導加算	在宅強化型の場合 (460単位を算定)
		(四) 退所時情報提供加算	在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)
		(五) 退所前連携加算	(400単位)
	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	(500単位)	
注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
ヘ 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
ト 経口移行加算		(1日につき 28単位を加算)	
チ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
リ 口腔衛生管理体制加算		(1月につき 30単位を加算)	
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
ヌ 口腔衛生管理加算		(1月につき 110単位を加算)	
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない			
ル 療養食加算		(1日につき 18単位を加算)	
イ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り1日につき 5単位を加算)			
フ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	
(2) 特定治療			
カ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)	
	療養型老健の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)	
コ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ク 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ケ 認知症情報提供加算		(1回当たり 350単位を加算)	
ソ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
	在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注				
		活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護-介護職員の数に基準に満たない場合	介護支援専門員の数に基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の人数に50/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の人数に50/100を乗じて得た数未満である場合	活動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が不整備である場合	地下編が設備基準を満たさない場合	医師の配置について従来法施行規則第49条の規定が適用されている場合	活動を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症患者入加算
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a.療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 841 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	病院療養病床療養看護加算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(I) +23単位	+120単位	
		要介護2 ( 744 単位)											
		要介護3 ( 967 単位)											
		要介護4 ( 1,026 単位)											
		要介護5 ( 1,143 単位)											
	b.療養型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 889 単位)											
		要介護2 ( 777 単位)											
		要介護3 ( 1,010 単位)											
		要介護4 ( 1,078 単位)											
		要介護5 ( 1,198 単位)											
	c.療養型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 859 単位)											
		要介護2 ( 785 単位)											
		要介護3 ( 995 単位)											
		要介護4 ( 1,092 単位)											
		要介護5 ( 1,180 単位)											
看護<6.1>介護<4.1>	要介護1 ( 745 単位)												
	要介護2 ( 849 単位)												
	要介護3 ( 1,071 単位)												
	要介護4 ( 1,168 単位)												
	要介護5 ( 1,251 単位)												
d.療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 ( 778 単位)												
	要介護2 ( 888 単位)												
	要介護3 ( 1,118 単位)												
	要介護4 ( 1,218 単位)												
	要介護5 ( 1,307 単位)												
e.療養型介護療養施設サービス費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 766 単位)												
	要介護2 ( 873 単位)												
	要介護3 ( 1,102 単位)												
	要介護4 ( 1,199 単位)												
	要介護5 ( 1,281 単位)												
f.療養型介護療養施設サービス費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 798 単位)												
	要介護2 ( 874 単位)												
	要介護3 ( 1,102 単位)												
	要介護4 ( 1,199 単位)												
	要介護5 ( 1,281 単位)												
(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	看護<6.1>介護<5.1>	a.療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 888 単位)										
		要介護2 ( 707 単位)											
		要介護3 ( 862 単位)											
		要介護4 ( 1,012 単位)											
		要介護5 ( 1,053 単位)											
b.療養型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型> <従来型個室>	要介護1 ( 891 単位)												
要介護2 ( 794 単位)													
要介護3 ( 945 単位)													
要介護4 ( 1,092 単位)													
要介護5 ( 1,131 単位)													
(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)	看護<6.1>介護<6.1>	a.療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 870 単位)										
		要介護2 ( 870 単位)											
		要介護3 ( 813 単位)											
		要介護4 ( 962 単位)											
		要介護5 ( 1,001 単位)											
b.療養型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 870 単位)												
要介護2 ( 870 単位)													
要介護3 ( 813 単位)													
要介護4 ( 962 単位)													
要介護5 ( 1,001 単位)													
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	看護<6.1>介護<4.1>	要介護1 ( 850 単位)										
		要介護2 ( 754 単位)											
		要介護3 ( 1,000 単位)											
		要介護4 ( 983 単位)											
		要介護5 ( 1,070 単位)											
	b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 755 単位)											
	要介護2 ( 880 単位)												
	要介護3 ( 1,000 単位)												
	要介護4 ( 1,085 単位)												
	要介護5 ( 1,178 単位)												
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	看護<6.1>介護<4.1>	要介護1 ( 754 単位)											
	要介護2 ( 851 単位)												
	要介護3 ( 944 単位)												
	要介護4 ( 1,030 単位)												
	要介護5 ( 1,075 単位)												
b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 880 単位)												
要介護2 ( 882 単位)													
要介護3 ( 1,048 単位)													
要介護4 ( 1,138 単位)													
要介護5 ( 1,138 単位)													
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 767 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100						
		要介護2 ( 870 単位)											
		要介護3 ( 1,092 単位)											
		要介護4 ( 1,198 単位)											
		要介護5 ( 1,273 単位)											
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 795 単位)											
		要介護2 ( 903 単位)											
		要介護3 ( 1,136 単位)											
		要介護4 ( 1,235 単位)											
		要介護5 ( 1,324 単位)											
	(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 785 単位)											
		要介護2 ( 891 単位)											
		要介護3 ( 1,121 単位)											
		要介護4 ( 1,218 単位)											
		要介護5 ( 1,305 単位)											
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 767 単位)												
	要介護2 ( 870 単位)												
	要介護3 ( 1,092 単位)												
	要介護4 ( 1,198 単位)												
	要介護5 ( 1,273 単位)												
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 ( 795 単位)												
	要介護2 ( 903 単位)												
	要介護3 ( 1,136 単位)												
	要介護4 ( 1,235 単位)												
	要介護5 ( 1,324 単位)												
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 ( 785 単位)												
	要介護2 ( 891 単位)												
	要介護3 ( 1,121 単位)												
	要介護4 ( 1,218 単位)												
	要介護5 ( 1,305 単位)												
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 767 単位)											
		要介護2 ( 870 単位)											
		要介護3 ( 1,006 単位)											
		要介護4 ( 1,091 単位)											
		要介護5 ( 1,178 単位)											
(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 767 単位)												
	要介護2 ( 870 単位)												
	要介護3 ( 1,006 単位)												
	要介護4 ( 1,091 単位)												
	要介護5 ( 1,178 単位)												

注 身体拘束禁止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 (I)及び(IV)の基本単位数に限る。)
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)	

(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(9) 経口維持加算 (1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
(10) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(11) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
(12) 栄養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(14) 特定診療費			
(15) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位の90/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位の80/100)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師処遇減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 623 単位)	×70/100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位	
			要介護2 ( 672 単位)				
			要介護3 ( 720 単位)				
			要介護4 ( 768 単位)				
			要介護5 ( 817 単位)				
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 650 単位)				
			要介護2 ( 702 単位)				
			要介護3 ( 752 単位)				
			要介護4 ( 802 単位)				
			要介護5 ( 853 単位)				
		c.診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 641 単位)				
			要介護2 ( 691 単位)				
			要介護3 ( 741 単位)				
			要介護4 ( 790 単位)				
			要介護5 ( 840 単位)				
		d.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 ( 727 単位)				
			要介護2 ( 775 単位)				
			要介護3 ( 825 単位)				
	要介護4 ( 872 単位)						
	要介護5 ( 921 単位)						
	e.診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 759 単位)					
		要介護2 ( 810 単位)					
		要介護3 ( 861 単位)					
		要介護4 ( 911 単位)					
要介護5 ( 962 単位)							
f.診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 748 単位)						
	要介護2 ( 798 単位)						
	要介護3 ( 848 単位)						
	要介護4 ( 897 単位)						
	要介護5 ( 948 単位)						
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 546 単位)	×97/100				
		要介護2 ( 590 単位)					
		要介護3 ( 633 単位)					
		要介護4 ( 678 単位)					
		要介護5 ( 721 単位)					
	b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 652 単位)					
		要介護2 ( 695 単位)					
		要介護3 ( 739 単位)					
		要介護4 ( 782 単位)					
		要介護5 ( 826 単位)					
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 748 単位)	×97/100				
		要介護2 ( 797 単位)					
		要介護3 ( 845 単位)					
		要介護4 ( 893 単位)					
		要介護5 ( 942 単位)					
	(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 775 単位)					
		要介護2 ( 827 単位)					
		要介護3 ( 877 単位)					
		要介護4 ( 927 単位)					
		要介護5 ( 978 単位)					
	(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 766 単位)					
		要介護2 ( 816 単位)					
		要介護3 ( 866 単位)					
		要介護4 ( 915 単位)					
		要介護5 ( 965 単位)					
	(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 748 単位)					
		要介護2 ( 797 単位)					
		要介護3 ( 845 単位)					
		要介護4 ( 893 単位)					
		要介護5 ( 942 単位)					
	(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 ( 775 単位)					
		要介護2 ( 827 単位)					
		要介護3 ( 877 単位)					
		要介護4 ( 927 単位)					
要介護5 ( 978 単位)							
(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 ( 766 単位)						
	要介護2 ( 816 単位)						
	要介護3 ( 866 単位)						
	要介護4 ( 915 単位)						
	要介護5 ( 965 単位)						
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)							
注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定						
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							

(4) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(7) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(8) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(9) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(10) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(12) 特定診療費			
(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)		



ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 ( 967 単位)	×70/100			×90/100	×90/100	
			要介護2 ( 1,031 単位)						
			要介護3 ( 1,095 単位)						
			要介護4 ( 1,159 単位)						
			要介護5 ( 1,223 単位)						
	看護<3:1>介護<6:1>	要介護1 ( 1,072 単位)							
		要介護2 ( 1,137 単位)							
		要介護3 ( 1,200 単位)							
		要介護4 ( 1,265 単位)							
		要介護5 ( 1,329 単位)							
	b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 812 単位)							
		要介護2 ( 879 単位)							
		要介護3 ( 1,047 単位)							
		要介護4 ( 1,114 単位)							
		要介護5 ( 1,180 単位)							
一般病院	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 ( 1,018 単位)							
		要介護2 ( 1,085 単位)							
		要介護3 ( 1,151 単位)							
		要介護4 ( 1,220 単位)							
		要介護5 ( 1,286 単位)							
看護<4:1>介護<4:1>	要介護1 ( 884 単位)								
	要介護2 ( 950 単位)								
	要介護3 ( 1,015 単位)								
	要介護4 ( 1,080 単位)								
	要介護5 ( 1,145 単位)								
b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 990 単位)								
	要介護2 ( 1,055 単位)								
	要介護3 ( 1,121 単位)								
	要介護4 ( 1,186 単位)								
	要介護5 ( 1,250 単位)								
(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 ( 869 単位)							
		要介護2 ( 933 単位)							
		要介護3 ( 997 単位)							
		要介護4 ( 1,061 単位)							
		要介護5 ( 1,125 単位)							
看護<4:1>介護<6:1>	要介護1 ( 974 単位)								
	要介護2 ( 1,039 単位)								
	要介護3 ( 1,102 単位)								
	要介護4 ( 1,167 単位)								
	要介護5 ( 1,230 単位)								
b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 810 単位)								
	要介護2 ( 874 単位)								
	要介護3 ( 938 単位)								
	要介護4 ( 1,002 単位)								
	要介護5 ( 1,066 単位)								
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) 経過措置型	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 ( 916 単位)							
		要介護2 ( 979 単位)							
		要介護3 ( 1,044 単位)							
		要介護4 ( 1,108 単位)							
		要介護5 ( 1,171 単位)							
b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 717 単位)								
	要介護2 ( 780 単位)								
	要介護3 ( 845 単位)								
	要介護4 ( 909 単位)								
	要介護5 ( 973 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 ( 823 単位)							
		要介護2 ( 886 単位)							
		要介護3 ( 950 単位)							
		要介護4 ( 1,015 単位)							
		要介護5 ( 1,078 単位)							
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 1,093 単位)								
	要介護2 ( 1,157 単位)								
	要介護3 ( 1,221 単位)								
	要介護4 ( 1,285 単位)								
	要介護5 ( 1,349 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,093 単位)	×70/100		×90/100	×90/100		
			要介護2 ( 1,157 単位)						
			要介護3 ( 1,221 単位)						
			要介護4 ( 1,285 単位)						
			要介護5 ( 1,349 単位)						
	b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 1,093 単位)							
		要介護2 ( 1,157 単位)							
		要介護3 ( 1,221 単位)							
		要介護4 ( 1,285 単位)							
		要介護5 ( 1,349 単位)							
一般病院	a. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,038 単位)							
		要介護2 ( 1,105 単位)							
		要介護3 ( 1,173 単位)							
		要介護4 ( 1,240 単位)							
		要介護5 ( 1,306 単位)							
b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 1,038 単位)								
	要介護2 ( 1,105 単位)								
	要介護3 ( 1,173 単位)								
	要介護4 ( 1,240 単位)								
	要介護5 ( 1,306 単位)								

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)

注 外泊時費用

注 他科受診時費用

(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)


入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(8) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(9) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(10) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(11) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(13) 特定診療費			
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)	注 所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)		

# 介護報酬の算定構造（案）

## 介護予防サービス

:平成27年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了し たサービス提供責任者 を配置している 場合	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1-2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,168単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1-2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,335単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,704単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100) (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 834単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

### 3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービスの 場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90/100	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の 場合	2人以上による介護予 防訪問看護を行う場 合	1時間30分以上の介 護予防訪問看護を行 う場合	特別地域介護予防訪 問看護加算	中山間地域等におけ る小規模事業所加算	中山間地域等に居住 する者へのサービス 提供加算	緊急時介護予防訪問 看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (463単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は 診療所の 場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90/100	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	夜間又は早朝の 場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位  30分以上の 場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +640単位	
	(2) 30分未満 (392単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

### 4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注
イ 介護予防 訪問リハビ リテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	短期集中リハビリテー ション実施 加算	訪問介護計画を 作成する上での必要 な指導及び助言を 行った場合
	介護老人保健施設の場合				
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)					

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅医師等総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 差看護師が行う場合 ×90/100	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		

※ ハ(2)―(一)―(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分		注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	
					事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合	
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 1,647単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
	要支援2 (1月につき 3,377単位)					-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)						
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)						
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)						
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)						
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援2 (1月につき 144単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)				
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×40/1000)		注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×22/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の90/100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の80/100)				

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	
					事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
	介護老人保健施設の場合					-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)						
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)						
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)						
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援2 (1月につき 144単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)				
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×34/1000)		注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の90/100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の80/100)				

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分				注	注	注	注	注	注			
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (495 単位) 要支援2 (615 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (473 単位) 要支援2 (581 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 12単位を加算)												
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 6単位を加算)												
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)												
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ホ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)												
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)												

ニ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目



8 介護予防短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注	注	注	注	注
							注	注	注	注	注
							注	注	注	注	注
イ 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	注	注	注	注	注
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (460 単位) 要支援2 (573 単位)								
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)								
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (438 単位) 要支援2 (539 単位)								
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	注	注	注	注	注
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)								
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)								
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)								
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×59/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×33/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)										

ニ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注			
		活動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計が人員配置 を超過する場合	医師、看護職 員、介護職員、 指定介護士、作 業療法士又は 臨床心理士等の 資格を有する 者が基準に満た ない場合	有数のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ット内における 業務分担が未 整備である場 合	活動職員配置加 算	個別リハビリテ ーション実施加 算	認知症行動・心 理症状緊急対応 加算			
								障害性認知症 利用者受入加 算			
								利用者に対して 送迎を行う場合			
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【在宅型】	要支援1 ( 575 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位
		要支援2 ( 716 単位)									
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜在宅型個室＞【在宅強化型】	要支援1 ( 613 単位)								
		要支援2 ( 753 単位)									
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【従来型】	要支援1 ( 608 単位)									
	要支援2 ( 762 単位)										
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 ( 652 単位)									
	要支援2 ( 807 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜療養型＞	要支援1 ( 582 単位)								
		要支援2 ( 723 単位)									
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養強化型＞	要支援1 ( 552 単位)								
		要支援2 ( 723 単位)									
c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
要支援2 ( 774 単位)											
d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要支援1 ( 619 単位)										
要支援2 ( 774 単位)											
(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜療養型＞	要支援1 ( 582 単位)									
	要支援2 ( 723 単位)										
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養強化型＞	要支援1 ( 552 単位)									
	要支援2 ( 723 単位)										
c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
要支援2 ( 774 単位)											
d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要支援1 ( 619 単位)										
要支援2 ( 774 単位)											
(2) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニツト型個室＞【従来型】	要支援1 ( 616 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位
		要支援2 ( 775 単位)									
		b ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜在宅型個室＞【在宅強化型】	要支援1 ( 660 単位)								
		要支援2 ( 817 単位)									
	c ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニツト型個室＞【従来型】	要支援1 ( 616 単位)									
	要支援2 ( 775 単位)										
	d ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニツト型個室＞【在宅強化型】	要支援1 ( 660 単位)									
	要支援2 ( 817 単位)										
	(二) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニツト型個室＞【療養型】	要支援1 ( 649 単位)								
		要支援2 ( 806 単位)									
		b ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニツト型個室＞【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)								
		要支援2 ( 806 単位)									
c ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニツト型個室＞【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
要支援2 ( 806 単位)											
d ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニツト型個室＞【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)										
要支援2 ( 806 単位)											
(三) ユニツト型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニツト型個室＞【療養型】	要支援1 ( 649 単位)									
	要支援2 ( 806 単位)										
	b ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニツト型個室＞【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)									
	要支援2 ( 806 単位)										
c ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニツト型個室＞【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
要支援2 ( 806 単位)											
d ユニツト型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニツト型個室＞【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)										
要支援2 ( 806 単位)											

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)	
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健の補充 【1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定】 (二) 特定治療 療養型老健の補充 【1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定】
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 9単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×27/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×15/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×90/100) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×80/100)

注 所定単位は、(1)から(5)までによる算定した単位数の合計

：特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12		
		活動を行う期間の短縮等による多量な介護が必要な場合	利用者の数及び介護者の数に余裕がない場合	看護・介護職員の数が標準に満たない場合	看護職員が標準に定めた看護職員数の20/100を超過して稼働している場合	医師の医師確保計画を提出したにもかかわらず、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100未満である場合	医師の医師確保計画を提出したにもかかわらず、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100未満である場合	常勤のユニットリーダーがユニット毎に配置されていない等当該ユニットにおいて医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100未満である場合	常勤のユニットリーダーがユニット毎に配置されていない等当該ユニットにおいて医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100未満である場合	医師の配置について改善策を講じている場合	活動を行う期間の短縮等による多量な介護が必要な場合	認知症行動心短縮対策を講じている場合	若年性認知症利用者受入加算		
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(-) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 523 単位)												
		要支援2 ( 657 単位)													
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養単独強化型A>	要支援1 ( 551 単位)												
		要支援2 ( 685 単位)													
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養単独強化型B>	要支援1 ( 541 単位)												
		要支援2 ( 675 単位)													
	看護(4:1)介護(4:1)	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要支援1 ( 579 単位)												
		要支援2 ( 734 単位)													
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養単独強化型A>	要支援1 ( 612 単位)												
		要支援2 ( 767 単位)													
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養単独強化型B>	要支援1 ( 600 単位)												
		要支援2 ( 755 単位)													
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 492 単位)												
		要支援2 ( 617 単位)													
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養単独強化型>	要支援1 ( 507 単位)												
		要支援2 ( 632 単位)													
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要支援1 ( 590 単位)												
		要支援2 ( 696 単位)													
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 476 単位)												
		要支援2 ( 594 単位)													
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 534 単位)												
		要支援2 ( 674 単位)													
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(-) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 532 単位)												
		要支援2 ( 666 単位)													
	看護(4:1)介護(4:1)	b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 589 単位)												
		要支援2 ( 744 単位)													
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 532 単位)													
	要支援2 ( 666 単位)														
	b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 589 単位)													
	要支援2 ( 744 単位)														
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 605 単位)													
		要支援2 ( 762 単位)													
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養単独強化型A>	要支援1 ( 633 単位)													
		要支援2 ( 790 単位)													
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養単独強化型B>	要支援1 ( 623 単位)													
		要支援2 ( 780 単位)													
	(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 605 単位)													
		要支援2 ( 762 単位)													
	(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養単独強化型A>	要支援1 ( 633 単位)													
		要支援2 ( 790 単位)													
	(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養単独強化型B>	要支援1 ( 623 単位)													
		要支援2 ( 780 単位)													
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 605 単位)													
		要支援2 ( 762 単位)													
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 605 単位)													
		要支援2 ( 762 単位)													
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
(6) 特定診療費															
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <1日につき 12単位を加算>														
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <1日につき 12単位を加算>														
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) <1日につき 6単位を加算>														
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) <1日につき 6単位を加算>														
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) <1月につき 予定単位数×20/1000>														
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) <1月につき 予定単位数×11/1000>														
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) <1月につき (一)の90/100>														
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) <1月につき (二)の90/100>														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 507 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 ( 637 単位)					
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)					
			要支援2 ( 664 単位)					
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 525 単位)					
			要支援2 ( 655 単位)					
		d.診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多居室>	要支援1 ( 564 単位)					
		要支援2 ( 715 単位)						
		e.診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多居室>	要支援1 ( 596 単位)					
		要支援2 ( 747 単位)						
		f.診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多居室>	要支援1 ( 585 単位)					
		要支援2 ( 736 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>		要支援1 ( 589 単位)	×97/100				
			要支援2 ( 742 単位)					
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 ( 616 単位)					
			要支援2 ( 769 単位)					
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 ( 607 単位)						
		要支援2 ( 760 単位)						
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV) <ユニット型準個室>		要支援1 ( 589 単位)						
		要支援2 ( 742 単位)						
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要支援1 ( 616 単位)						
		要支援2 ( 769 単位)						
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要支援1 ( 607 単位)						
		要支援2 ( 760 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)								
(4) 特定診療費								
(5) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)						
		(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)						
(6) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計				
		(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)						
		(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(二)の90/100)						
		(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の80/100)						

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注					
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合					
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 813 単位)	×70/100	×90/100		×90/100							
			b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 919 単位)											
		看護<3:1>介護<6:1>	要支援2 ( 974 単位)	×70/100							×90/100		×90/100		
			要支援2 ( 1,074 単位)												
		一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援1 ( 750 単位)	×70/100	×90/100		×90/100
				b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>							要支援1 ( 808 単位)				
	看護<4:1>介護<4:1>		要支援2 ( 919 単位)	×70/100	×90/100		×90/100								
			要支援2 ( 998 単位)												
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)		a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 728 単位)	×70/100	×90/100		×90/100							
			b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 786 単位)											
	看護<4:1>介護<5:1>	要支援2 ( 892 単位)	×70/100	×90/100								×90/100			
		要支援2 ( 971 単位)													
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 716 単位)	×70/100							×90/100		×90/100		
		b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 773 単位)												
	看護<4:1>介護<6:1>	要支援2 ( 876 単位)	×70/100		×90/100		×90/100								
要支援2 ( 955 単位)															
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 656 単位)	×70/100		×90/100		×90/100								
	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 763 単位)													
	要支援2 ( 817 単位)	×70/100		×90/100					×90/100						
	要支援2 ( 918 単位)														
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)		×70/100				×90/100		×90/100					
		要支援2 ( 725 単位)													
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 622 単位)	×70/100		×90/100		×90/100								
		要支援2 ( 804 単位)													
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 ( 939 単位)	×70/100	×90/100		×97/100							
			bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 939 単位)											
		看護<3:1>介護<6:1>	要支援2 ( 1,095 単位)	×70/100						×90/100		×97/100			
			要支援2 ( 1,095 単位)												
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 ( 832 単位)						×70/100	×90/100		×97/100		
			bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 832 単位)											
看護<3:1>介護<6:1>	要支援2 ( 1,024 単位)	×70/100	×90/100		×97/100										
	要支援2 ( 1,024 単位)														
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
(5) 特定診療費															
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)ア (1日につき 18単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)														
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)														
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計											
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)														
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(二)の90/100)														
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の80/100)														

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 179 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 ( 308 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)			×70/100			1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス  通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能)  ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様  ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。  ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」)によるもの」がある。  ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」)によるもの」がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)					
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)					
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)					
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)					
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)					
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
ホ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)					
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

※ 限度額 要支援1 5,003単位  
要支援2 10,473単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (朝に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(430単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

# 介護報酬の算定構造(案)

## 地域密着型サービス

:平成27年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時**対応型**訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護**老人福祉施設入所者生活介護**
- 8 複合型サービス費
- 9 地域密着型通所介護費**

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費



I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整(1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,658 単位)	×98/100	-62単位	1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位
		要介護2 ( 10,100 単位)		-111単位							
		要介護3 ( 16,769 単位)		-184単位							
		要介護4 ( 21,212 単位)		-233単位							
		要介護5 ( 25,654 単位)		-281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,255 単位)		-91単位							
		要介護2 ( 12,897 単位)		-141単位							
		要介護3 ( 19,686 単位)		-216単位							
		要介護4 ( 24,268 単位)		-266単位							
		要介護5 ( 29,399 単位)		-322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,658 単位)	-62単位									
	要介護2 ( 10,100 単位)	-111単位									
	要介護3 ( 16,769 単位)	-184単位									
	要介護4 ( 21,212 単位)	-233単位									
	要介護5 ( 25,654 単位)	-281単位									
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1000単位を加算)											
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)										

特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- ±○○単位 ⇒ 所定単位数 ± ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 981単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 368単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 560単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 754単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,667単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)		

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			利用者の数 が利用定員を 超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準を満たさ ない場合	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護 を行う場合	7時間以上9時 間未満の認知 症対応型通所 介護の前後に 日常生活上 の世話を 行う場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓 練加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住す る者又は同一 建物から利用 する者に認知 症対応型通所 介護を行う 場合	事業所が送 迎をわかない場 合
イ 認知症 対応型 通所 介護費 (1)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 ( 554 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
		要介護2 ( 620 単位)											
		要介護3 ( 678 単位)											
		要介護4 ( 735 単位)											
		要介護5 ( 792 単位)											
	(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 ( 865 単位)											
		要介護2 ( 958 単位)											
		要介護3 ( 1,050 単位)											
		要介護4 ( 1,143 単位)											
		要介護5 ( 1,236 単位)											
	(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 ( 985 単位)											
		要介護2 ( 1,092 単位)											
		要介護3 ( 1,199 単位)											
		要介護4 ( 1,307 単位)											
		要介護5 ( 1,414 単位)											
イ 認知症 対応型 通所 介護費 (2)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 ( 510 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
		要介護2 ( 561 単位)											
		要介護3 ( 612 単位)											
		要介護4 ( 663 単位)											
		要介護5 ( 714 単位)											
	(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 ( 778 単位)											
		要介護2 ( 861 単位)											
		要介護3 ( 944 単位)											
		要介護4 ( 1,026 単位)											
		要介護5 ( 1,109 単位)											
	(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 ( 885 単位)											
		要介護2 ( 980 単位)											
		要介護3 ( 1,076 単位)											
		要介護4 ( 1,172 単位)											
		要介護5 ( 1,267 単位)											
ロ 認知症 対応型 通所 介護費 (3)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 270 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
		要介護2 ( 280 単位)											
		要介護3 ( 289 単位)											
		要介護4 ( 299 単位)											
		要介護5 ( 309 単位)											
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 439 単位)											
		要介護2 ( 454 単位)											
		要介護3 ( 470 単位)											
		要介護4 ( 486 単位)											
		要介護5 ( 502 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 506 単位)											
		要介護2 ( 524 単位)											
		要介護3 ( 542 単位)											
		要介護4 ( 560 単位)											
		要介護5 ( 579 単位)											
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき、10単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき、12単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ (1回につき、6単位を加算)												
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、十所定単位×68/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、十所定単位×38/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、十(2)の90/100)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、十(2)の80/100)												

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 ( 15,167 単位)				
		要介護3 ( 22,062 単位)				
		要介護4 ( 24,350 単位)				
		要介護5 ( 26,849 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,298 単位)				
		要介護2 ( 13,665 単位)				
		要介護3 ( 19,878 単位)				
		要介護4 ( 21,939 単位)				
		要介護5 ( 24,191 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 ( 565 単位)				
		要介護2 ( 632 単位)				
		要介護3 ( 700 単位)				
		要介護4 ( 767 単位)				
		要介護5 ( 832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)				
		(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ホ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)				
		(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)				
		(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)				
ヘ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)				
ト 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)				
チ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)				
リ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)					
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)						
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×76/1000)		注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算訪問体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 759 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 795 単位)							
		要介護3 ( 818 単位)							
		要介護4 ( 835 単位)							
		要介護5 ( 852 単位)							
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 747 単位)							
		要介護2 ( 782 単位)							
		要介護3 ( 806 単位)							
		要介護4 ( 822 単位)							
		要介護5 ( 838 単位)							
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 787 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 823 単位)							
		要介護3 ( 847 単位)							
		要介護4 ( 863 単位)							
		要介護5 ( 880 単位)							
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 775 単位)							
		要介護2 ( 811 単位)							
		要介護3 ( 835 単位)							
		要介護4 ( 851 単位)							
		要介護5 ( 867 単位)							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)								
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)								
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1日につき 39単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×46/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)								

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 夜間看護体制加 算	注 医療機関連携加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 533 単位)	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位
	要介護2 ( 597 単位)				
	要介護3 ( 666 単位)				
	要介護4 ( 730 単位)				
	要介護5 ( 798 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 ( 533 単位)	×70/100		1日につき +10単位	
	要介護2 ( 597 単位)				
	要介護3 ( 666 単位)				
	要介護4 ( 730 単位)				
	要介護5 ( 798 単位)				
ハ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)				
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)				
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)				
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			疾病を行う職員が勤務途中で不在となる場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員2人以上または介護専門員の員数が基準に満たない場合	乗動のユニットラウンジをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	単ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専任の高齢講師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算	
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	要介護1 ( 547 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+36単位				+41単位	+5単位						
		要介護2 ( 614 単位)															
		要介護3 ( 682 単位)															
		要介護4 ( 749 単位)															
		要介護5 ( 814 単位)															
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <多床室>	要介護1 ( 594 単位)															
		要介護2 ( 661 単位)															
		要介護3 ( 729 単位)															
		要介護4 ( 796 単位)															
		要介護5 ( 861 単位)															
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <ユニット型個室>	要介護1 ( 625 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+46単位			+12単位	+23単位							
		要介護2 ( 691 単位)															
		要介護3 ( 762 単位)															
		要介護4 ( 829 単位)															
		要介護5 ( 894 単位)															
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <ユニット型個室>	要介護1 ( 625 単位)															
		要介護2 ( 691 単位)															
		要介護3 ( 762 単位)															
		要介護4 ( 829 単位)															
		要介護5 ( 894 単位)															
ハ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	×97/100	×70/100	×70/100	+36単位				+13単位	+5単位		+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
		要介護1 ( 700 単位)															
		要介護2 ( 763 単位)															
		要介護3 ( 830 単位)															
		要介護4 ( 893 単位)															
	(2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>															
		要介護1 ( 747 単位)															
		要介護2 ( 810 単位)															
		要介護3 ( 877 単位)															
		要介護4 ( 940 単位)															
	(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) <多床室>															
		要介護1 ( 700 単位)															
		要介護2-3 ( 800 単位)															
		要介護4-5 ( 923 単位)															
		要介護1 ( 747 単位)															
ニ ユニット型施設密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	×97/100	×70/100	×70/100	+46単位			+4単位	+8単位							
		要介護1 ( 766 単位)															
		要介護2 ( 829 単位)															
		要介護3 ( 897 単位)															
		要介護4 ( 960 単位)															
	(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>															
		要介護1 ( 766 単位)															
		要介護2-3 ( 868 単位)															
		要介護4-5 ( 990 単位)															
		要介護1 ( 766 単位)															
(二) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>																
	要介護1 ( 766 単位)																
	要介護2-3 ( 868 単位)																
	要介護4-5 ( 990 単位)																
	要介護1 ( 766 単位)																

注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)		
注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して帯宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定	
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
ヘ 退所時等相談援助加算 (1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) (2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) (3) 退所時相談援助加算 (400単位) (4) 退所前連携加算 (500単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 帯宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
チ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない	
リ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算 (1日につき 12単位を加算)		
ワ 曹取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
キ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)		
ク 小規模拠点集成型施設加算 (1日につき 50単位を加算)		
シ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ソ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日限り 1日につき200単位を加算)		
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×59/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×33/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×90/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×80/1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計



7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成27年8月1日～)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			疾病を行う職員の勤務条件等異なる場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員2.0名未満の施設が基準に満たない場合	乗動のユニットラウンジをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	車ユニットケア加算	個別機能訓練加算	近年性認知症入所者受入加算	専任の高齢講師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算	
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	表介護1 ( 547 単位)	×97/100	×70/100	×70/100												
		表介護2 ( 614 単位)															
		表介護3 ( 682 単位)															
		表介護4 ( 749 単位)															
		表介護5 ( 814 単位)															
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <多床室>	表介護1 ( 547 単位)															
		表介護2 ( 614 単位)															
		表介護3 ( 682 単位)															
		表介護4 ( 749 単位)															
		表介護5 ( 814 単位)															
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <ユニット型個室>	表介護1 ( 625 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+46単位	+12単位	+23単位								
		表介護2 ( 691 単位)															
		表介護3 ( 762 単位)															
		表介護4 ( 828 単位)															
		表介護5 ( 894 単位)															
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <ユニット型個室>	表介護1 ( 625 単位)															
		表介護2 ( 691 単位)															
		表介護3 ( 762 単位)															
		表介護4 ( 828 単位)															
		表介護5 ( 894 単位)															
ハ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	×97/100	×70/100	×70/100												
		表介護1 ( 700 単位)															
		表介護2 ( 763 単位)															
		表介護3 ( 830 単位)															
		表介護4 ( 893 単位)															
	(2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>															表介護1 ( 700 単位)
		表介護2-3 ( 800 単位)															
		表介護4-5 ( 923 単位)															
		(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) <多床室>															表介護1 ( 700 単位)
		表介護2-3 ( 800 単位)															
ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+46単位	+4単位	+8単位								
		表介護1 ( 766 単位)															
		表介護2 ( 829 単位)															
		表介護3 ( 897 単位)															
		表介護4 ( 960 単位)															
	(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>															表介護1 ( 766 単位)
		表介護2-3 ( 868 単位)															
		表介護4-5 ( 990 単位)															
		(二) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>															表介護1 ( 766 単位)
		表介護2-3 ( 868 単位)															

注 身体拘束阻止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して帯宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 帯宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連絡加算 (500単位)	
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	
ヌ 口腔衛生管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	(1日につき 18単位を加算)	
フ 曹取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
コ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 40単位を加算)	
ク 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
シ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ソ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×59/1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×33/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×80/100)	

8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 看護小規模多機能型 居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者 以外の方に対して行う場合	要介護1 ( 12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 ( 17,268単位)				-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 ( 24,274単位)				-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 ( 27,531単位)				-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 ( 31,141単位)				-2,914単位	-2,914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者 に対して行う場合	要介護1 ( 11,119単位)				-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 ( 15,558単位)				-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 ( 21,871単位)				-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 ( 24,805単位)				-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 ( 28,058単位)				-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 ( 565単位)							
	要介護2 ( 632単位)							
	要介護3 ( 700単位)							
	要介護4 ( 767単位)							
	要介護5 ( 832単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
			(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ホ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 600単位を加算)					
ヘ 事業開始時支援加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 500単位を加算)					
ト 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 540単位を加算)					
チ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
			(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)					
リ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 2,000単位を加算)					
ヌ 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 2,500単位を加算)					
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
ヲ サービス提供体制 強化加算	(1) イを算定している場合							
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)							
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)							
	(2) ロを算定している場合							
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)							
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)								
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)×90/100)							
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)×80/100)							

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計

： 事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の通所 介護の前後に 日常生活上の 電話を行う場合	中山間地域 等に居住する 者への付加 料提供加算	入浴介助を 行った場合	中重度者7 子体別加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	衣類改善加 算	口腔機能向 上加算	個別対応体 制強化加算	入浴介助体 制強化加算	事業所と同一 施設に併設する 又は同一建物 から利用する者 に地域密着型 通所介護を行う 場合	事業所が送 迎をしない場 合
イ 地域密着型通所介護	(1) 3時間以上5時間未満	乗人数1 ( 420 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +40単位	1日につき +40単位	1日につき +40単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +100単位 (夜間等 療養)	1日につき +100単位 (夜間等 療養)				
		乗人数2 ( 480 単位)																
		乗人数3 ( 550 単位)																
		乗人数4 ( 610 単位)																
		乗人数5 ( 670 単位)																
		乗人数6 ( 730 単位)																
	(2) 5時間以上7時間未満	乗人数1 ( 874 単位)																
		乗人数2 ( 950 単位)																
		乗人数3 ( 1,027 単位)																
(3) 7時間以上9時間未満	乗人数1 ( 1,320 単位)																	
	乗人数2 ( 1,400 単位)																	
	乗人数3 ( 1,484 単位)																	
(1) 3時間以上5時間未満 (1,007単位)																		
(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																		

サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 40単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 40単位を加算)

介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 400単位/1,000)	定員単位は、ケアプランで設定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 400単位/1,000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 400単位/1,000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 400単位/1,000)	

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外(算定済)

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注										
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合									
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 ( 493 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	1日につき+50単位	+27単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1月につき+150単位	1日につき-94単位									
		要支援2 ( 546 単位)	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																			
		(二) 5時間以上7時間未満												要支援1 ( 749 単位)								
		要支援2 ( 836 単位)																				
		(三) 7時間以上9時間未満												要支援1 ( 852 単位)								
		要支援2 ( 952 単位)																				
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満												要支援1 ( 445 単位)	×63/100	×63/100	1日につき+50単位	+27単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1月につき+150単位	1日につき-94単位
		要支援2 ( 494 単位)	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																			
		(二) 5時間以上7時間未満												要支援1 ( 673 単位)								
		要支援2 ( 751 単位)																				
		(三) 7時間以上9時間未満												要支援1 ( 766 単位)								
		要支援2 ( 855 単位)																				
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 ( 251 単位)		×63/100	×63/100	×63/100	1日につき+50単位	+27単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1月につき+150単位	1日につき-94単位										
	要支援2 ( 265 単位)	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																				
	(2) 5時間以上7時間未満		要支援1 ( 407 単位)																			
	要支援2 ( 430 単位)																					
	(3) 7時間以上9時間未満		要支援1 ( 469 単位)																			
	要支援2 ( 496 単位)																					
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)																					
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																					

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	
			登録者が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,403 単位)	×70/100	×70/100	注 過少サービスに対する減算 ×70/100	
		要支援2 ( 6,877 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,066 単位)				+5/100
		要支援2 ( 6,196 単位)				
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 ( 419 単位)					
	要支援2 ( 524 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)						
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)					
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)						
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	又は 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ) ※仮称	夜間支援体制加算(Ⅱ) ※仮称	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 743 単位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 783 単位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位		
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 771 単位)							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)		注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×46/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)								

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。